

1 まちづくり意見交換会等実施状況

参加人数等

平成19年9月に決定した薩摩川内市自治基本条例(仮称)骨子を示しながら、現在の市政に関し市民がどのように感じているのか、協働・参画の道筋はできているのか等、市民のまちづくりに対する意見を聴き原案の参考にするため、市内48地区コミを対象にまちづくり意見交換会を実施しました。また、まちづくり団体を中心に出席講座、併せてパブリックコメントも実施しました。

まちづくり意見交換会				
地域		地区	実施日	参加人数
川内	1	川内地区	11月19日(月)	119
	2	平佐西	11月25日(日)	15
	3	滄浪地区	11月25日(日)	13
	4	水引地区	11月26日(月)	11
	5	隈之城地区	11月26日(月)	36
	6	平佐東地区	11月26日(月)	31
	7	永利地区	11月27日(火)	30
	8	高来地区	11月27日(火)	11
	9	寄田地区	11月29日(木)	10
	10	湯田地区	12月2日(日)	27
	11	峰山地区	12月15日(土)	46
	12	育英地区	1月12日(土)	53
	13	八幡地区	1月12日(土)	33
	14	吉川地区	1月14日(月)	18
	15	城上地区	1月14日(月)	47
	16	西方地区	1月15日(火)	14
	17	陽成地区	1月16日(水)	32
	18	亀山地区	1月16日(水)	35
	19	可愛地区	2月1日(金)	28
樋脇	20	樋脇地区	11月19日(月)	15
	21	倉野地区	11月22日(木)	12
	22	野下地区	1月18日(金)	37
	23	藤本地区	1月20日(日)	33
	24	市比野地区	1月23日(水)	41
入来	25	清色地区	1月21日(月)	30
	26	大馬越地区	1月27日(日)	22
	27	八重地区	1月27日(日)	20
	28	朝陽地区	1月28日(月)	27
	29	副田地区	1月29日(火)	24
東郷	30	山田地区	1月13日(日)	23
	31	藤川地区	1月19日(土)	19
	32	斧淵地区	1月21日(月)	28
	33	南瀬地区	1月22日(火)	40
	34	鳥丸地区	1月24日(木)	29
祁答院	35	轟地区	1月22日(火)	29
	36	黒木地区	1月24日(木)	56
	37	上手地区	1月28日(月)	23
	38	大村地区	1月29日(火)	55
	39	蘭牟田地区	1月31日(木)	42

里	40	里地区	1月19日(土)	50
上甌	41	上甌地区	1月19日(土)	32
下甌	42	西山地区	11月30日(金)	24
	43	手打地区	11月30日(金)	29
	44	長浜地区	12月1日(土)	11
	45	青瀬地区	12月1日(土)	13
	46	子岳地区	12月1日(土)	28
47	内川内地区	12月2日(日)	22	
鹿島	48	鹿島地区	1月20日(日)	40
小計		48会場		1,463
出前講座				
	団体名		実施日	参加人数
1	可愛地区老連会		12月20日(水)	32
2	まちづくり研究会		1月15日(火)	10
3	隈之城地区コミュニティ協議会		1月19日(土)	45
4	ウーマン創ing		1月25日(金)	13
小計		4会場		100
合計				1,563

パブリックコメント				
実施期間	平成19年12月1日～平成20年2月6日			
意見者数	16人			
意見数	63意見(57項目)			
	<table border="1"> <tr> <td>自治基本条例に関すること</td> <td>32意見(27項目)</td> </tr> <tr> <td>まちづくり全般に関すること</td> <td>31意見(30項目)</td> </tr> </table>	自治基本条例に関すること	32意見(27項目)	まちづくり全般に関すること
自治基本条例に関すること	32意見(27項目)			
まちづくり全般に関すること	31意見(30項目)			

意見の取扱いについて

まちづくり意見交換会では、48地区会場で出された延べ意見数は、578意見、類似意見をまとめた項目数では276項目に上りました。

意見数	578意見(276項目)			
	<table border="1"> <tr> <td>自治基本条例に関すること</td> <td>306意見(135項目)</td> </tr> <tr> <td>まちづくり全般に関すること</td> <td>272意見(141項目)</td> </tr> </table>	自治基本条例に関すること	306意見(135項目)	まちづくり全般に関すること
自治基本条例に関すること	306意見(135項目)			
まちづくり全般に関すること	272意見(141項目)			

【今後の意見の取り扱い】

自治基本条例に関すること
まちづくり全般に関すること

原案をつくる際に考慮
市長を座長とする市の意思決定機関である
経営会議の下部組織「地域再生部会」で
具体的に取り扱いを検討

2 まちづくり意見交換会 意見集約

項目別

大分類：条例に関すること

	項目別	中分類	小分類	対象 条項
1	条例が、市政全般にかかわる基本なものであるならば、教育委員会や他の専門機関ともきちんと連携をとって策定して欲しい。	制定過程	制定過程	
2	条例は、市民の声をしっかりと取り込んだものとして欲しい。	制定過程	制定過程	
3	質問 意見交換会の趣旨は、自治基本条例に特化したものか、地区コミの活発化などに関するものなのか。	制定過程	制定過程	
4	質問 条例に関する県内の動向を教えて欲しい。	制定過程	制定過程	
5	質問 条例制定について、今までは条例制定に関してあまり市民の意見というのはくみ上げていなかったのか。	制定過程	制定過程	
6	質問 条例制定の時期はいつなのか	制定過程	制定過程	
7	条例原案は、最終的に示すのか。市民参画を促すのであれば、原案を示してまた意見を言わせて欲しい。市民の理解が必要なので策定は急ぐことはないのではないか。	制定過程	制定過程	
8	意見交換会は大人数で意見が出にくい。少人数でさせたらどうか。	制定過程	制定過程	
9	意見交換会では、条例のテーマが大きくてすぐに回答ができない。	制定過程	制定過程	
10	質問 用語として条例・規則の違いを教えて欲しい。	制定過程	制定過程	
11	条例制定より、合併時に棚上げされた問題が大切ではないか。	制定過程	制定過程	
12	条例についての職員の理解は不十分ではないか。	制定過程	制定過程	
13	協働を、市民に浸透させるのは難しい。	制定過程	制定過程	
14	条例は、抽象的すぎて具体性が見えないので、わかりにくい。	条例の性格	条例の性格	
15	条項に、市民が「自分たちで何かをしなければ」という意欲が反映される仕組みを加える必要がある。	条例の性格	条例の性格	
16	質問 条例制定する意図は何なのか。	条例の性格	条例の性格	
17	質問 条例制定は、国県からの指導で行うのか、市単独のものなのか。	条例の性格	条例の性格	
18	質問 条例は、理念的なものと考えてよいか。	条例の性格	条例の性格	
19	地区コミに関することを条例に盛り込むことで、活動が拘束される面が出てくると心配である。逆に、理念だけのものなら制定する意味がないのではないか。	条例の性格	条例の性格	
20	協働、参画が、条例制定をきっかけに進むのではないか。	条例の性格	条例の性格	
21	条例で市長の政策を拘束するのではないか。市政経営の方針が普遍的というのはおかしいのではないか。	条例の性格	条例の性格	
22	質問 条文でいう「魅力的なまち」の理想とするところはあのか。	前文	前文	

23	まちづくりの目標として「やさしいまちづくり」を目指して欲しい。	前文	前文	
24	条文で「歴史と伝統を尊重して」とうたって欲しい	前文	前文	
25	まちづくりにあたっては、その地区ごとの、歴史・伝統・文化によるまちづくりを大切にすべきである。	前文	前文	
26	まちづくりでは、人の心をどのように育てていくかが肝要である。	前文	前文	
27	条文の目的の中に、「地球温暖化」「少子高齢化」を入れてほしい。	総則	目的	1条
28	質問 定義として市民とは個人か団体か。	総則	定義	2条
29	質問 定義として市民に子どもは含まれるか	総則	定義	2条
30	定義として協働の意味について、わかりやすく示すべきである。	総則	定義	2条
31	質問 定義のまちづくりの「まち」がひらがなののは意味があるのか。	総則	定義	2条
32	定義で「市」「地域」「地区」を明示する必要がある。	総則	定義	2条
33	質問 まちづくりを行っていく際の市民と市の関わり方をどのように考えるか。	総則	まちづくりの基本理念	3条
34	条例として、本土と甕島を同一に既定すべきでない。	総則	まちづくりの基本理念	3条
35	まちづくりとして、条件の不利な地域の生活をどう守るべきか考える必要がある。	総則	まちづくりの基本理念	3条
36	協働の名の下に、市ができないこと市民や地区コミに強いる条例であってはいけない。	総則	まちづくりの基本理念	3条
37	財政支援も必要であるが、もう少し手助けをしてくれる人的援助をして欲しい	総則	まちづくりの基本理念	3条
38	質問 条例制定により他の例規の改正はするのか。	総則	条例の位置づけ	4条
39	質問 条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。	総則	条例の位置づけ	4条
40	条例は、市民憲章があるので不要なのではないか。	総則	条例の位置づけ	4条
41	条文の「市民の権利と責務」では、中身が 責務と権利の順番であるなら責務と権利とすべきである。	まちづくりの主体	市民	5条
42	質問 条文で、市民の責務の範囲はどこまでか。	まちづくりの主体	市民	5条
43	事業者の地域活動への協力は不可欠である。	まちづくりの主体	事業者	6条
44	条文の「市長の責務」では「職員の育成に努めるとともに、まちづくりに取り組みます」とすべきではないか。	まちづくりの主体	市長	7条
45	地区コミをサポートしてくれる職員を育成して欲しい。	まちづくりの主体	市長	7条
46	職員の技術レベルを上げてから、業者育成を行うべきである。	まちづくりの主体	市長	7条
47	職員が異動した際、配置先地域の勉強をするように指導をしっかりとすべきである。	まちづくりの主体	市長	7条
48	職員の対応（接遇）の改善をしていただきたい	まちづくりの主体	市長	7条

49	条文に入札業務の透明性を加えるべきである。	まちづくりの主体	執行機関	8条
50	質問 条文で、「執行機関」とは何か？市長と同じ責務を負うとはどのようなことか。	まちづくりの主体	執行機関	8条
51	職員は、事業の確認するなど積極的に現場に出向くべきである。	まちづくりの主体	執行機関	8条
52	地区コミの収益事業等に関する事務について、市のサポートが必要である。	まちづくりの主体	職員	9条
53	職員は、業務に対する意識改革と、能力向上に努めて欲しい。	まちづくりの主体	職員	9条
54	職員は、ボランティア活動や地域活動を理解し参加すべきである。	まちづくりの主体	職員	9条
55	職員の接遇態度を改善すべきである。	まちづくりの主体	職員	9条
56	質問 条文の「職員の責務」は、当たり前のことではないか。条文化の効果はあるのか。	まちづくりの主体	職員	9条
57	まちづくりの主体の中で、市民は自分の言動に責任を持たなければならないとなっているが、事業者・市長・市の執行機関の責務には責任の表現がない。市民にだけ責任を持たせているようである。	まちづくりの主体	事業者・市長・市の執行機関	6条 7条 8条
58	質問 まちづくりが進むと市長と議会の役割は何か	まちづくりの主体	市長，議会	
59	条項に議会・議員の役割、責務を追加すべきである。	まちづくりの主体	議員，職員	
60	まちづくりに、リーダーの育成が必要である。	まちづくりの主体	市民，市長	
61	地区コミ活動に若い人の参加が少ないので小・中学生に地区活動やボランティア等に関する学校教育が必要である。	まちづくりの主体	追加内容	
62	地区コミと一般市民との連携も大事である。	まちづくりの主体	追加内容	
63	条項に青少年育成に関する項目を入れてアピールしてほしい。	まちづくりの主体	追加内容	
64	情報提供に関して、アンケート調査を行う際は、必要な情報を提供した上で実施してほしい。	情報共有	情報の提供	10条
65	情報共有をうたうのであれば、まず、適切な情報の提供が必要である。	情報共有	情報の提供	10条
66	広報紙は、記事の掲載の仕方、文字の大きさなど市民に理解しやすい、読みやすい書き方を工夫すべきだ。市民からの提言も掲載したらどうか。	情報共有	情報の提供	10条
67	広報紙を旧市町村単位、支所単位で発行したら、市と市民の距離感が近くなる。	情報共有	情報の提供	10条
68	市役所業務のうち、支所で出来る手続きと出来ない手続きが分かるようなものが必要である。	情報共有	情報の提供	10条
69	広報に関して、市民に身近な話題は、市民に情報を流してほしい。甕島航路、浦内小の廃校など新聞情報が先になっている。	情報共有	情報の提供	10条
70	広報に関して、防災行政無線など従来の広報紙、HP以外の新たな手段が必要である。	情報共有	情報の提供	10条
71	広報に関して、市の業務の役割や内容についてきちん	情報共有	情報の提供	10条

	とPRすべきである。			
72	市民広聴の場は、十分に周知して出席者を増やす工夫をすべきである。	情報共有	情報の提供	10条
73	情報共有に関して、情報の提供手段や格差の解消など環境整備を進めて欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
74	広報紙については、行政に都合のよい広報をしないように業務を外部委託すべきである。	情報共有	情報の提供	10条
75	地区コミ活動に対しての無関心層を減らす努力が必要である。	情報共有	情報の提供	10条
76	まちづくり意見交換会の内容を広報等で周知すべきである。	情報共有	情報の提供	10条
77	地区コミへの文書は、活動の有無に関わらず全て通知すべきである。活動がなくても参考になるものがある。	情報共有	情報の提供	10条
78	広報紙を使い、市長と地区コミ会長との意見交換の内容を伝えるべきだ	情報共有	情報の提供	10条
79	広報紙で1ページ大きく「行事・イベント」を取り上げて特集をして欲しい。そして質の高い文化を形成して欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
80	市ホームページは、地区コミに関することを含め情報が少ないので充実を図って欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
81	広報紙について読まれないものが山積みされている。必要最低限の印刷でいいのでは。	情報共有	情報の提供	10条
82	広報紙を配付するとき、一緒に地区コミの資料を入れてくれと要請したが断られた。改善できないか。	情報共有	情報の提供	10条
83	コミセンのTVの利用について、最初は議会中継などがあったが今はない。今後はどうするのか。	情報共有	情報の提供	10条
84	広報紙はグループの活動に関しては掲載してくれない。改善を。	情報共有	情報の提供	10条
85	情報共有は、情報格差を解決してから得られるものだと思う	情報共有	情報の提供	10条
86	条文の「情報の公開」の「原則」は不要である。	情報共有	情報の公開	11条
87	個人情報に関して、緊急時においては個人情報は必要であり「個人情報の保護」を盾にすべて状況において情報を出さないのは不合理であり、柔軟な対応をして欲しい。	情報共有	個人情報の保護	12条
88	地区コミが企画立案する際には、知恵を出してくれる人的支援をして欲しい。	協働と参画の保障	協働の推進	13条
89	条例として市の業務を住民に負担させるだけの条例であってはならず、お互いが依存しないような仕組みをつくるのが大切だ。	協働と参画の保障	協働の推進	13条
90	まちづくりで、公園など地元にある施設でできるものは、地区コミに管理を任せの方が良い。	協働と参画の保障	協働の推進	13条
91	条例には現実性のあるものを記述すべきである。	協働と参画の保障	協働の推進	13条
92	まちづくりで、若い人は少なく高齢者が多いので、高齢者が参画できるような施策を実施して欲しい。	協働と参画の保障	市民参画の保障	14条
93	条文で「市民がまちづくりに参加しないことによって不利益を被ることのないよう配慮します。」とあるが、「・・・ありません。」にして欲しい。	協働と参画の保障	市民参画の保障	14条

94	対話の場は大切であり、今後も機会を増やすべきである。	参画の具体的手法	対話の場の設置	16条
95	ふれあい市民会議の方法について再考して欲しい	参画の具体的手法	対話の場の設置	16条
96	意見対応に関して、意見、要望等は地区コミ単位で検討し、要望を行うべきではないか。	参画の具体的手法	対話の場の設置	16条
97	対話の場として、市長と地区コミ会長との意見交換の場を増やせば、市と住民が近くなるのではないか。	参画の具体的手法	対話の場の設置	16条
98	条項として、パブリックコメントよりも応答義務、対話の場が優先ではないか	参画の具体的手法	対話の場の設置	16条
99	意見対応で意見、要望等を行った場合の回答が遅く、実行もされないことがある。聞きっぱなしではないか。	参画の具体的手法	意見等への対応	17条
100	意見交換会で出た意見は、共通の“まちづくり”に対する課題であるので、市としての対策を考えて欲しい。	参画の具体的手法	意見等への対応	17条
101	意見対応で、投書した後の処理はどのようになっているのか。個人に対する処理の仕方、すぐに行政指導という形ではなくて、個人（地域）が個人に言うことが必要ではないか。	参画の具体的手法	意見等への対応	17条
102	広報に関して、市はHPを立ち上げているが、市内のブロードバンドの普及率はどのくらいだと思っているのか。県のHPには知事室のバーナーがあって、掲示板がある。その質問に各担当が丁寧に答えている。市としても取り組むべきではないか。	参画の具体的手法	意見等への対応	17条
103	意見対応に関して、要望を地区コミを通して行つか、自治会を通して行つか迷うときがある。どちらを通じたほうが市として都合がいいのか。	参画の具体的手法	意見等への対応	17条
104	パブリックコメントは難しい。日本語の注釈を入れて欲しい。	参画の具体的手法	市民意見の公募	18条
105	パブリックコメントの「コメント」と意見公聴の「意見」の意味は違う。物事が起こったときに評価するのがコメントであり、積極的に皆さんが思っていることを聞くというスタンスの意見はオピニオンである。	参画の具体的手法	市民意見の公募	18条
106	パブリックコメントについて、以前、学校給食が給食センター制に移行した時にパブリックコメントを求められ意見を出したが、既に移行が決定している状態だったので、本当に市民の意見が市政に反映されるのか疑問である。	参画の具体的手法	市民意見の公募	18条
107	審議会等に関して、地域の声を代表した人が参加できるようにして欲しい。	参画の具体的手法	審議会等への参加	19条
108	審議会等に関して、公募委員を増やすべきである。	参画の具体的手法	審議会等への参加	19条
109	質問 審議会等に関して、公募委員は、どうやって選ばれるのか。	参画の具体的手法	審議会等への参加	19条
110	質問 審議会等に関して、公募委員を除く例は、どのような場合が想定されるのか。	参画の具体的手法	審議会等への参加	19条
111	審議会等に関して、審議会には反対意見を言う人を選んで欲しい。	参画の具体的手法	審議会等への参加	19条

112	質問 市民参画の一例を具体的にあげてください。	参画の具体的手法		16条 17条 18条 19条
113	質問 今後、すべての条例がこのように意見交換会を開いて制定されるのか。	参画の具体的手法		16条 17条 18条 19条
114	地区コミ活動のどこまでが、「協働」の範囲なのかわからない。地区コミですべきこと、行政ですべきことの役割があいまいなので、その線引きを条例でうたって欲しい。	コミュニティ	コミュニティ活動	20条
115	地区コミの役割はどういうものなのか。	コミュニティ	コミュニティ活動	20条
116	地区コミの前の校区公民会は小学校区単位であった。今後地区コミになって学校との関わりはどのようになっていくのか。	コミュニティ	コミュニティ活動	20条
117	質問 地区コミは「設置することができる」となると、法的な位置づけになるのか。	コミュニティ	地区コミ	21条
118	質問 地区コミの適正規模などは、この条例で謳うのか。下甌の地理的特性を考えれば、今の数を減らすべきではない。	コミュニティ	地区コミ	21条
119	質問 地区コミの役員の選出に苦慮している実態があるが、他の地域はどのようにしているのか。	コミュニティ	地区コミ	21条
120	条項として活発に活動されている地区コミと、やっと活動を行っている地区コミがあるので、同じ内容の条例を制定するのはいかなものか。	コミュニティ	地区コミ	21条
121	質問 地区コミュニティ協議会は、設立して3年もたとうとするのに、なぜ今条例になるのか。	コミュニティ	地区コミ	21条
122	意見交換会で地元ではこれだけ苦労しているという実態をお分かりいただいたと思う。地区の役員も仕事を持っていながら、地区の活動を行っていることを認識していただきたい。	コミュニティ	地区コミ	21条
123	条項として、地区コミの振興計画をこの条例に位置付ける必要がある。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
124	地区コミの活動に関して女性、子ども、高齢者が参加できる環境づくりが大切である。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
125	質問 指定管理者制度が導入されて、法人税が課せられることになったが、市として今後どのような対応をとるのか。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
126	条項で、地域活動への支援に関して、もう少し具体的に強く盛り込む必要がある。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
127	条文の地区コミへの支援とは具体的にどのようなことを想定しているのか。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
128	自治会活動への理解を深め、未加入対策をとって欲しい。	コミュニティ	自治会活動への理解等	23条
129	条文として財政運営が安定していない中で、「財政運営」を明記してどうするのか。	市政経営	総合計画	25条
130	市の説明は、市民に分かりやすい表現を用いてきちんと情報の伝達をして欲しい。	市政経営	説明責任	27条

131	質問 指定管理の進捗状況はどのようになっているのか。	市政経営	組織	32条
132	質問 市の組織を見直す際に、市民にその考え方が示されていない。	市政経営	組織	32条
133	質問 支所の定数は、どのくらいに最終的には落ち着くのか。	市政経営	組織	32条
134	条項に島民が充実した生活を送れるよう「近隣市町村と仲良くする」という項目を設けてはどうか。	市政経営	広域連携	33条
135	質問 骨子8, 9に出てくる審議会は、すでに存在するのか。どのようなメンバーで取り組むのか。	見直し	審議会	34条

大分類：まちづくり全般に関すること

	項目別
136	条例外 地域活性化のため、行政と一緒に「お見合い事業」を行いたい。
137	条例外 過疎化が激しい地域では「田舎」ということを逆手に取った政策を実施していく必要があるのではないか。
138	条例外 費用対効果に固執せず、もっと田舎に光を当てる政策を取って欲しい。
139	条例外 生涯ここで暮らしていかなければいけないので、住んでいる人がいる限り、必要な施策を行っていただきたい。端は切り捨てられないか心配である。
140	条例外 田舎では、となりとの付き合いが生命線なので、地区としてもその維持に取り組んでいただきたい。
141	条例として 過疎が進む地区が寂れずに活性化するようなものにしていただきたい。
142	条例外 交通量が少なく、特産品が少なく、やる気が足りないので、元気を出して地区コミ活動などに取り組んでいきたい。
143	条例外 不便ではあるけれど、「暮らしやすいまち」を目指していきたい。そこで、中心部に配分する補助金100のうち中心部へ80 郊外へ20配分するような目配りを行って欲しい。
144	条例外 甌島だけでなく本土の田舎の活性化にも力を入れていただきたい。
145	条例外 地域貢献については、中心部と田舎を比べると田舎のほうが貢献度は大きいと考える。ただし、急速に高齢化が進む中で、活動している人の負担は今後ますます大きくなっていくと考える。市としても対応を検討して欲しい
146	条例外 ファミリーサポートなどは、田舎は隣近所で見てもらえるので、無理して全市的に取り組む必要はないのではないか。
147	条例外 過疎対策、地域活性化のために住宅(地)の確保を行っていただきたい。借上型住宅、市営住宅、宅地造成等
148	条例外 過疎対策、地域活性化のために空き家を活用すべきである。
149	条例外 過疎化が激しい地域に関しては、若者を過疎地に誘導する政策が必要ではないか。
150	条例外 過疎化対策のため、企業誘致に取り組んで欲しい。
151	質問 薩摩川内市には、限界集落はどのくらいあり、今後の対策をどのように行うのか
152	条例外 地場産業発展のための支援策、対策を考えるべきだ。
153	条例外 瀬戸蘭牟田架橋が架かったあとの医療福祉、経済、人口交流、地域振興等の将来展望を考える必要がある。
154	条例外 甌地域での企業者に対して補助を行うなどの支援策が必要である。
155	条例外 過疎地域や高齢者などでの交通弱者のためにバス(タクシー等)の確保に努めて欲しい。
156	条例外 高齢者に優しい市政運営を行なって欲しい。
157	条例外 薩摩川内市街地に新築住宅や商店が集中しないような対策をお願いしたい。
158	条例外 市は、地域資源の把握に努め、後世に残す方策に積極的に取り組んで欲しい

159	条例外 景観計画に地区にある滝を掲載してほしい。
160	条例外 地区にある市営温泉を地区コミに任せてほしい。
161	条例外 温泉を生かした観光体制を取って欲しい
162	条例外 本土の産物と甑島の産物を合わせたイベントの開催が必要である。
163	条例外 甑島を「宝の島」という表現をよくされるが、何を持って「宝」と表現しているのか。そこを具体的に示して、もっとアピールしたらどうか。
164	質問 蘭牟田には、温泉・池・山と観光資源に事欠かない。地区と市が一緒になって特徴ある活動をしていかないといけないと考えるが、どのように思うか。
165	条例外 地区住民が一堂に集まれる施設の整備について考えて欲しい。
166	条例外 地区コミ内の公民館制度を認めてほしい。
167	条例外 防犯灯の電気代は自治会で支払っているが、防犯灯は地区住民等を守る大切なものなので、電気料を安くするよう九電に依頼できないか。
168	条例外 高齢化、人口減少が進んでいる地域が元気になるような相対的な制度を考えて欲しい。
169	条例外 年金暮らしで、生活苦の人を救うために市の臨時職員に雇ったらどうか。
170	質問 西回り自動車の完成時期について
171	条例外 甑航路に関しては、甑島民のことを考えて欲しい。
172	条例外 議員定数に関して、離島枠を設けて欲しい。
173	条例外 議員定数の見直しをしてはどうか。
174	条例外 林道や市道など災害時の対応が遅い。
175	条例外 地区コミの予算に、身近な修繕費や災害復旧費を付ければ対応が早くできる。それら対応を早くすることが、合併効果に繋がるのではないか。
176	条例外 市のマイクロバスの活用について検討して欲しい。
177	質問 提案公募型補助金制度の概要、採択件数について教えて欲しい。
178	質問 今現在、市では民間企業等との交流は行われているのか。
179	質問 自治会での河川・道路等の愛護作業を行う際、欠席者に対し、「欠け銭」徴収しないよう通知がなされているが、「欠け銭」制度をなくせば参加者が少なくなると思われるが、このことについてどう考えるか。
180	条例外 道路の改良、整備をお願いしたい。
181	条例外 若い世代のための保育サービスを向上させて欲しい。
182	質問 年金協会から書類に住民番号を記入するように指導があった。市民課に行くと、教えることはできないと言われた。運転免許証や保険証を提示したが、住民票を取らない限り教えられないということであった。本来、住民票は必要ないのに。
183	条例外 自治会未加入、転入者に対するゴミ出しの指導について徹底すべきである。
184	条例外 特認校制度があるが、なぜ地元の子どもを周辺部の学校にやらなければならないのか。地元の子どもは地元で教育し、育てるべきである。
185	質問 指定管理で墓地の管理を4ヶ所行っているが、うち3ヶ所は場所的に危険である。高齢者が多く墓参りの際、怪我をしたらコミ協として責任が持てない。指定管理の途中解約はできないのか。
186	質問 衛自連、みどり推進協議会の代議員になっているが、会議等に参加してもその結果を報告する場がない。どのように報告したらよいのか。
187	質問 すのさき荘の跡地利用はどのようになっているのか。
188	質問 長浜レーダーの交付金の年予算はいくらか。
189	質問 原子力発電所の交付金の年予算はいくらか。
190	条例外 公民館活動のあり方が分からない。教育課に公民館主事がいるのだから、コミュニティに仕事を押し付けられても困る。
191	条例外 818億円の借金があって、子や孫の幸せを奪っているのではないか。その借金を返し、軽くすることから考えるべきではないか。
192	条例外 何か事業をやればこそ借金は増えるので、何もやらないほうがいいのではないか。
193	条例外 職員の方々の笑顔が欲しい。

194	条例外 スクールバスの運行方法がおかしい。現状を知らない部課長単位で考えられたものではないか。もっと市役所全体で対策を考えて欲しい。
195	条例外 入来峠の入り口などゴミが非常に散乱している。住人だけでなく通行者にも認知してもらおう「ポイ捨て禁止」の看板を設置したらどうか。
196	条例外 コミュニティセンターを福祉関係の面接場所として利用させて欲しい。
197	条例外 八重に郵便ポストがないので、高齢者が不便している。働きかけてくれないか。
198	条例外 樋脇地域の永田自治会は、入来地域の清色地区コミセンのメンバーであり、活動を行っている。防災行政無線が、支所単位で放送が流れるので、清色地区の情報が永田自治会には流れない。永田自治会に関しては、入来地域の放送が流れるようにできないか。
199	条例外 携帯電話の不かん地域、光ファイバーの未整備地域の解消を図るべき。
200	条例外 松野林道の分筆がなされていない。
201	条例外 高齢者のなかには、電球が切れたり、ガラスが割れたりといった生活も厳しい方がいるので、その解決方法として、郵便局や電気屋等とタイアップした声かけが大切である。
202	条例外 AEDの研修について、1年前に講習を受けたが、もう覚えていないので、緊急時への対応は無理であるので、継続した研修が必要である。
203	質問 防災無線についての事業計画はどうなっているのか。
204	条例外 市比野から串木野に肉を運んでいる業者がいるが、運転が乱暴であり危険であるので、警察に対応を依頼したい。
205	条例外 指定管理者制度が導入されてから、施設の使用に関し不便を感じている。また、管理も市が行っていたときより、ずさんになっているのではないか。
206	条例外 体育館の使用料など、子ども育成活動にも負担を求めるなど合併後旧川内市に合わせてサービスが低下している。
207	条例外 市民体育祭について、「市民が楽しむ」ことが最大の目的であるので、地区ごとに何人とかノルマがあるような大会は必要ないのではないか。競技時間に合わせて会場に行くなど、苦慮している。実施するのであれば、旧地域ごとに開催したほうが、住民も知り合いが多く、楽しむことができ、有意義である。
208	条例外 地区振興計画について、計画作成時には、地区住民からのアンケートを実施し、会議を何度も開催して作成した計画である。ソフト面については、地区コミも努力するのが、ハード面について、どのように市の総合計画に掲載され、どのように進められて行くのか。
209	条例について、このような条例を制定することは、ポイ捨て条例が出来たことによりゴミかなり減って効果がでたように、大切である。
210	条例外 地区コミ活動などで、マイクロバスなどを使用するとき、使用料を負担してもらえないか。
211	条例外 ほ場整備について、受益者負担が増えてきているので、手厚い対応をお願いしたい。
212	条例外 この地区は、さつま町の病院に行く人が多く、インフルエンザ予防時など書類を役場まで取りに行ったりと大変なので、対応をお願いしたい。（市へ相談したが、是非、薩摩川内市内の病院を使ってくださいと言われた。）
213	条例外 合併時にまちづくり計画で市域を三つに分けたが、その施策がまったく目に見えてこない。
214	意見交換会で 条例制定の話は初めて聞いたので、いきなり意見をと言われても出てこないもので、一度持ち帰り地区コミの考えをまとめたい。
215	条例外 温泉の協議会で、値上げを検討しているようであるが、市比野の100円温泉は、他にないものなので守って欲しい。
216	条例外 林業について、市と地区との分収林に関する契約がH17.3で満了となっているので、更新の依頼をしているが、回答もないので、対応をお願いしたい。
217	条例外 消防団員について、全国でも減ってきており、86水害時など、消防団員に活躍していただいた。高齢化が進むなか、弱者に対する災害時の対応はどのように考えているか。また、消防活動については、さつま町と協定はできないのか。
218	条例外 国保税の徴収について、以前は、確定前に暫定で4・5月にも徴収され、平均化され

	ていたが、現在は6月以降の確定を待ってから徴収され、一度の負担が大きくなったので、何か良い手法はないのか。
219	条例外 コミセンの指定管理者制度に関して、施設の管理で年度末に予算残を残すと税金の対象になるので、効率よい運用を図るため何かよい方策はないか。
220	条例外 合併して、市域が広くなり、道路標識が「薩摩川内市」に統一されている。市外から来る人間には、祁答院の場所がどこなのかが分かりにくいので「薩摩川内市(祁答院)」という表示に変えて欲しい。
221	質問 地球温暖化についてどのように考えているか。
222	条例外 郷土館が日曜日に閉館であるのはおかしい。
223	条例外 市の祭りは、旧川内市だけで開催するのではなくて、旧自治体持ち回りで開催したらどうか。
224	質問 コミ協は現在のところ任意団体であるが、市として法人化を薦める考えはあるか。
225	条例外 生活保護者の実態把握を、本庁はきちんと行って欲しい
226	条例外 保険証を元の大きさにして欲しい
227	条例外 市庁舎の地下駐車場が暗く危険なので、明るくして欲しい。
228	条例外 川内駅に車からも見えるような大きな時計が欲しい
229	条例外 川内駅自由通路から見える素晴らしい景観に関する説明や地図を通路に設置できないか。
230	条例外 市の放送が雑音が多くて聞き取れない
231	条例外 河川敷の駐車場の料金表示が小さくて見えない。
232	条例外 提案公募型補助金の公開プレゼンテーションに参加したが、審査員が冷淡すぎて不快感を覚えた。
233	意見交換会に参加者が少ないので、追加で開催したらどうか。
234	条例外 猟犬が住宅の周りをうろつくことがあり市役所に相談したが、なかなか動いてくれないかった。
235	質問 区域外通学等の実態・許可制度について教えて欲しい。
236	条例外 自治会長には、行政連絡員の辞令があるが、地区コミ会長には何も無い。どちらが、権限的に上なのか。
237	条例外 海星中学校から青瀬地区までの通学路に防犯等を設置して欲しい
238	条例外 今まであった外灯が工事で外されそのままになっている
239	条例外 地区コミ内の道路で、側溝の蓋がなく車の離合等不便である箇所がある。また、手すりがついていない箇所があり危険である。
240	質問 住民の声として、村役場時代は行きやすかったけれど支所になったら行きにくくなったという意見を聞く。なぜだと思うか。
241	条例外 漁業集落事業で海岸の清掃等を行っている。事業期間を過ぎた5年後の政策について市の対応は。
242	条例外 道路愛護費として年間5,000円の手当がでるが、草払い等を全く行わない自治会は市で行っている。真面目に道路愛護に取り組んでいる自治会の方が苦労している現状がある。実施しているところには、もう少し手厚く補助をしてもいいのではないか。
243	条例外 市の業務を行う場合、低い賃金にもかかわらず、手続きや提出書類などが複雑すぎる。
244	質問 「合併前」と「合併後」で何が変わっているのか。
245	条例外 市は生ごみ収集カゴの修理や薬剤散布などは、コミ協の予算で行うように指導しているが。コストが意外と高い。何か支援はないか。
246	条例外 高齢化が進み、道路沿いの草払いが出来なくなっているため、市でどうにかできないか。手伝い等をもらっているが、けが人がでないか心配である。
247	条例外 地区コミ制度そのものが壊れる危機感があるので、地区コミ、自治会、そのものの存続に力を注いでいただきたい。
248	条例外 地区コミ活動の担い手がなくなってきているので、解決策を真剣に考えていかなければならない。

249	条例外 自治会の統廃合について、どのように考えているか。また、その際、補助金制度はどのようになるのか。
250	条例外 市役所の申請書等について、記入欄が小さいため、高齢者は記入するのに苦労するので改善して欲しい。
251	条例外 本庁を中心に会議等があると、一番困るのが移動手手段なので、バスなどの交通手段の利便性向上、会議時の足の確保等を図って欲しい。
252	条例外 地区コミ間の連携をもっと取りたい。
253	条例外 情報として他の地区コミの活動内容をより具体的に適宜教えて欲しい。
254	条例外 地区コミュニティ協議会の「協議会」の部分は集合体、組織体としてひとくくりのような気がして受け入れにくい。「地区コミュニティ」と変更してはどうか。
255	条例外 地区コミ制度ができて、色々な補助制度もあり、旧村時代より活動しやすくなった。
256	条例外 地区コミ活動に関して、高齢者も多く、人間も少ないので無理をしない範囲で、できる範囲で何か活動をしていこうと考えている。
257	条例外 地区コミへの人的支援を強化して欲しい。
258	条例外 地区コミへの財政的支援を強化して欲しい。
259	条例外 地区コミへの整備支援（ハード面）が必要である。
260	条例外 地区コミの活動は、支所と連携して広報している。
261	条例外 補助金の使い道についてもう少し柔軟にして欲しい。
262	条例外 地区コミの今後のあり方について、市の職員の支援、助言をしてもらえるような組織体制を検討していただきたい。
263	条例外 自治会に関して高齢化、人口減少が進んだ自治会への支援の強化をお願いしたい。
264	条例外 自治会への人的支援を強化して欲しい。
265	条例外 神社・仏閣に関して地区コミとしてあまり関わると社会教育上よくないと指導があったが、それが文化なので認めて欲しい。
266	条例外 甌島地域の10年以上先を考えた計画立案が必要である。
267	条例外 煙感知器の設置の説明会があって、設置するよう広報活動について自治会長に依頼文がきたが、その後も経過について報告がない。説明しっぱなしではなく、きちんとその後の把握をして欲しい。
268	条例外 要望活動を市へ行くと、経済効果の話がされるが、同じ目線で考えて欲しい。特に道路などの交通事情に関しては、危険箇所の補修を要望しているのであるから、経済効果を理由に却下しないで欲しい。
269	条例外 本庁と支所の関係など行政面と、市民福祉に関することなどの市民生活面からの現状について説明をして欲しい。
270	条例外 意見・要望・苦情等を含めた相談窓口の一本化をはかって欲しい。
271	条例外 支所の権限がなくなってきたように感じる。ある程度権限は持たせるべきではないか。
272	条例外 それぞれの地区、地域のことを考えた職員配置を行って欲しい。
273	条例外 市の負債額をきちんと認識し、業務改善にとりかかるべきである。
274	条例外 支所であいている会議室は、地元住民がつかえるよう工夫して欲しい。
275	条例外 市は、横の連携を図り一つの課、一人に業務が偏らないようにするべきだ。
276	条例外 地区コミの資料の確認に、支所を通さなければならないので、臨機応変な対応を望む。